

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 申=申し込み 問=問い合わせ 開=開所時間
 休=休所日 手=手話通訳 要=要約筆記 F=FAX 担=市の担当課 共=共通の内容 ★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照

北九州市福祉事業団の職員を募集

いずれも勤務開始日は相談に応じます。▶看護師(正規職員)=勤務は総合療育センター(小倉南区春ヶ丘)などで。対昭和42年4月2日以降に生まれ、看護師の免許を持つか来年3月31日までに取得見込みの人 ▶児童厚生員(嘱託職員)=勤務は北九州市福祉事業団の運営する市内の児童館で。対幼稚園、小・中学校、高等学校の教員免許(養護教員免許は除く)か、保育士か社会福祉士の資格を持つ人。または高等学校を卒業し、2年以上児童福祉事業(放課後児童クラブなど)に従事した人。共通定各若干名。申6月30日まで。募集要項は同事業団のホームページでご覧になれます。詳細は同事業団☎682・0001へ問を。

講座・教室

喉頭摘出者 発声訓練教室

来年3月31日までのおおむね毎週水曜日。▶食道発声教室=10時30分~12時、市立医療センター(小倉北区馬借二丁目)で ▶EL発声教室=13時

30分~15時、東部障害者福祉会館(戸畑駅前、ウェルとばた6階)で。共通対喉頭を摘出している人。申し込み方法、見学など詳細は東部障害者福祉会館☎883・5550、F883・5551へ問を。

救命講習会

①子どもに対する応急手当 小児・乳幼児を応急手当する方法。5月7日(木)9時30分~12時30分。

②普通救命講習 5月12日(火)9時30分~12時30分。

共通心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の使用法、気道異物除去の方法など。市民防災センター(小倉北区東港一丁目)で。定各40人。申

①は4月13~30日、②は4月14日~5月7日のいずれも9~17時に消防局救急課☎582・3820へ。聴覚に障害のある人はF592・6898も可(基本事項とF必要の有無を記入)。ネットも可。

笑って動いて気分すっきりエクササイズ

5月9日(土)、6月13日(土)、7月11日(土)(全3回)の10時30分~12時、東部障害者福祉会館(戸畑駅前、ウェルとばた6階)で。対障害のある人。定16人。申4月15日~5月1日に同会館☎883・5550へ。聴覚に障害のある人は

F883・5551も可(基本事項とF・要など介助必要の有無を記入)。ネットも可。

FP3級&金融リテラシー講座

九州共立大学AFP研究会による講座。年金、保険、投資、税金、不動産などについて学びます。5月16日(土)13~16時と23日(土)・24日(日)の9時15分~12時15分(全3回)、折尾まちづくり記念館(八幡西区堀川町)で。対15歳以上(中学生は除く)。定40人。料2500円。1日だけの参加も可。申し込みなど詳細は同施設☎482・7160へ問を。

北九州市民カレッジ「食品機能学」

放送大学のスクーリング(対面授業)を受講できます。5月23日(土)・24日(日)(全2回)の9時45分~16時50分、放送大学北九州サテライトスペース(黒崎駅西側、コムシティ3階)で。定10人。料6200円。申5月7日まで。ネットも可。詳細は生涯学習総合センター☎571・2735へ問を。

西部障害者福祉会館の講座

①アコーディオンスタイルのミニアルバム作り じゃばら折りの台紙にペーパークラフトを貼って作ります。5月16日(土)。定16人。料1000円。

②うたって笑顔カラオケ講座~声を出して ころも元気に 音楽療法を取り入れたカラオケ講座。6月7日~9月6日の毎月第1日曜日(全4回)。定20人。

共通13時30分~15時30分。対障害のある人。申電話で①は5月7日、②は5月27日までに西部障害者福祉会館(黒崎駅西側、コムシティ5階、☎645・1300)へ。聴覚に障害のある人はF645・1600も可(基本事項とF・要など介助必要の有無を記入)。ネットも可。

介護支援ボランティア登録研修会

65歳以上の方が介護保険施設で行うボランティア活動をポイント化し、換金や寄付をすることができる事業について説明します(ボランティアとして活動するためには受講後にボランティア登録が必要)。▶八幡西区役所=5月26日(火) ▶八幡東区社会福祉センター(八幡東区西丸山町)=6月10日(水)。共通14~16時。定各30人。ボランティア登録には介護保険被保険者証が必要。申5月23日(※は6月9日)までに北九州市社会福祉協議会活動推進課☎881・6500へ。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

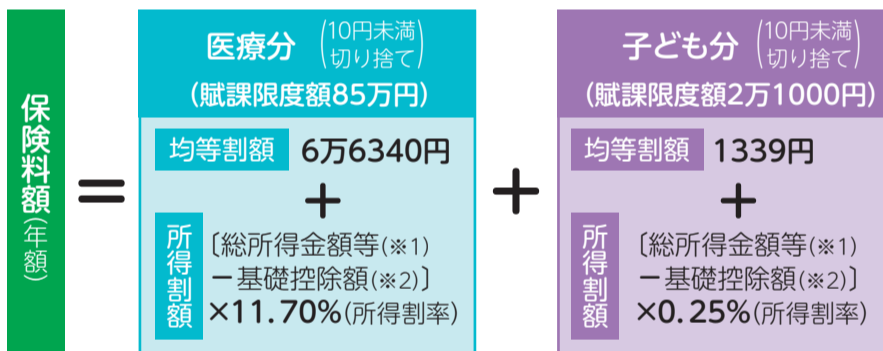
問 福岡県後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092651・3111か各区役所国保年金課

令和8年度保険料

令和8年度から、新たな国の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が導入されます。

支援金(「子ども分」)は「医療分」と合わせて徴収されます。

「医療分」「子ども分」の額は、いずれも被保険者全員に均等に賦課する「均等割額」と所得に応じて賦課する「所得割額」の合計になります。



保険料の軽減

●所得要件に応じた軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額(医療分、子ども分)」を軽減します。また令和8年度は、均等割額(医療分)の7割軽減(本則)が特例により7.2割軽減になります。

ただし、同一世帯(※3)内の被保険者と世帯主に所得が不明な人がいる場合は軽減されません。

●後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人への軽減

所得割額はかかりません。また、制度加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。なお、均等割額が7割(7.2割)軽減に該当する人は、7割(7.2割)軽減が優先となります。

保険料額の通知時期

保険料額の詳細は、7月に送付する「令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

対象者の所得要件 同一世帯(※3)内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額(※4)の合計額	軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)	
	本則	令和8年度
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)(※5)以下	7割	7.2割 (医療分 1万8575円) 7割 (子ども分 401円)
43万円(基礎控除額) + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)(※5)以下	5割	5割 (医療分 3万3170円) (子ども分 669円)
43万円(基礎控除額) + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)(※5)以下	2割	2割 (医療分 5万3072円) (子ども分 1071円)

(※1) 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除額」、「給与収入-給与所得控除額」、「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種の所得控除前の金額です。また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、最大で10万円を控除する所得金額調整控除の適用があります。

(※2) 「基礎控除額」は、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円ですが、2400万円を超える場合は異なります。

(※3) 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。

(※4) 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入-公的年金等控除額-特別控除額(最大15万円)」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

(※5) 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者が世帯主のうち2人以上が、給与所得か公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。また、下線部中の「給与所得者等の数」を算定する際は、給与所得控除を65万円ではなく55万円で算定します。